

令和3年

秋の全国交通安全運動 実施要綱



運動の目的

広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。



運動スローガン

『 上がる手を 守るやさしさ 京のみち 』



実施期間

令和3年9月21日（火）～9月30日（木）までの10日間

交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（木）



運動重点

- ◇ 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ◇ 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- ◇ 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- ◇ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶



京都府交通対策協議会



子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

- ◇ 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、横断禁止場所では渡らないこと、信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るため、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等と呼び掛けましょう。
- ◇ 幼児・児童が安全に道路を通行することができるよう、日常生活や学校現場における交通安全啓発・教育を推進しましょう。
- ◇ 高齢者が、加齢に伴って生じる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践することができるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。

夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

- ◇ 歩行者に対し、夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者から見えやすいように、明るい目立つ色の衣服を着用したり、反射材用品を付けるよう呼び掛けましょう。
- ◇ 運転者に対し、早めのライト点灯を心掛けるよう呼び掛けましょう。
- ◇ 運転者に対し、横断歩道等での歩行者等がないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務等の遵守と呼び掛けましょう。

自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

- ◇ 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、二人乗り、並進、飲酒運転の禁止等基本的な交通ルールの周知を図りましょう。
- ◇ 自転車損害保険等への加入が義務付けられています。自転車事故に備え必ず加入するとともに、定期点検整備を受けましょう。
- ◇ 未就学児を同乗させるときは、必ずヘルメットを着用させましょう。また、年齢を問わずヘルメットの着用に努めましょう。

飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

- ◇ 「飲酒運転等の悪質性・危険性」「社会的責任の重大性」そして「命の尊さ」などを話題に取り上げ、「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という規範意識の確立に努めましょう。
- ◇ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底や「ハンドルキーパー運動」の普及促進に努めましょう。
- ◇ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用を促進しましょう。また、業務に使用する自動車の使用者等の義務を遵守しましょう。